奈良県市町村税納税コールセンター運営実行委員会事務局規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県市町村税納税コールセンター運営実行委員会規約第 9条第1項の規定に基づく、奈良県市町村税納税コールセンター運営実行委員 会事務局(以下「事務局」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定める ものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は奈良県市町村税納税コールセンター運営実行委員会(以下「実行委員会」という。)に関する事務を処理する。

第2章 事務局

(職員)

- 第3条 事務局に次の職員を置く。
 - (1) 事務局長
 - (2) 事務局長補佐
 - (3) 事務局員
- 2 事務局の職員は、別表第1に掲げる奈良県職員をもって充てる。

(職務)

- 第4条 事務局長は、実行委員会委員長(以下「委員長」という。)の命を受け、事 務局を統括する。
- 2 事務局長補佐は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を 代理する。
- 3 事務局員は、上司の命を受けて、担当の事務に当たる。

第3章 事務の決裁

(専決)

- 第5条 事務局長が専決できる事項は、別表第2のとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、重要又は異例と認められる事項については、委員長 の決裁を受けなければならない。

(代決)

第6条 事務局長の専決事項について、事務局長が不在のときは、事務局長補佐が その職務を代決することができる。

第4章 文書及び公印

(記号及び番号)

- 第7条 文書には、記号及び番号をつけるものとする。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。
- 2 文書の記号は、「市町村税コール」とする。
- 3 文書の番号は、会計年度ごとの一連番号とする。

(編さん及び保存)

第8条 事業の処理が完結した文書は、保存しなければならない。

(公印)

- 第9条 事務局で使用する公印は、別表第3のとおりとする。
- 2 前項に定める公印の保管は、事務局長補佐が行うものとする。

(準 用)

第10条 前3条に定めるもののほか、文書及び公印の取扱いに関しては、奈良県 の例による。

第5章 服務

(服務)

第11条 事務局職員の服務については、奈良県の例による。

第6章 財務

(予算編成)

- 第12条 事務局長は、あらかじめ委員長の定めた方針に基づいて予算を編成する ものとする。
- 2 事務局長は、予算の編成後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、委員長の承認を受けて補正予算を編成することができる。

(決算)

第13条 事務局長は、事業終了後、収支決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して委員長に提出しなければならない。

(準用)

第14条 前2条に定めるもののほか、歳入歳出予算の区分、契約、収入、支出、 その他財務及び財産に関する必要な事項については、奈良県の例による。ただし、 事務局長が別に定めた事項については、この限りでない。

第7章 補則

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務 局長が別に定める。

附則

この規程は、平成28年6月15日から施行する。

別表第1 (第3条第2項関係)

事務局職名				職名
事	務	局	長	奈良県地域振興部市町村振興課財政・税政担当課長補佐
事	務局	長 補	佐	奈良県地域振興部市町村振興課税政係長
事	務	局	員	奈良県地域振興部市町村振興課員

別表第2(第5条第1項関係)

	区分	事務局長 専決事項		
1	諸規程の制定及び改廃	諸規程の制定及び改廃に関すること。		
2	実行委員会等の開催事務	実行委員会の開催に関すること。		
3	収入の調定、入札の執行及	収入の調定、入札の執行及び支出負担行為に関す		
び支出負担行為		ること。		
4	支出命令	支出命令に関すること。		
5	予算の流用	予算の流用に関すること。		
6	その他	その他事務の内容により専決することが適当で		
		あると認められる事項に関すること。		

別表第3(第9条第1項関係)

公 印 の 種 類	形状	寸 法	書体
奈良県市町村税納税コールセン ター運営実行委員会委員長印	正方形	21 👣 角	てん書